

介護保険被保険者のリハビリテーションについて

健康保険法等の関連法規の制度変更に伴い、疾患別リハビリテーションの標準的算定日数を超えた方で、介護保険法第 62 条に規定する要介護被保険者等（要介護、要支援の認定を受けている方）については、医療保険からの給付が終了となります。

今後、該当の方へは、必要に応じて介護保険の通所リハビリテーションまたは訪問リハビリテーション等への移行についてお話しをさせていただきますので、何卒ご理解の程よろしく願いいたします。

2019年4月1日

新潟リハビリテーション病院